

平成30年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	4	府省庁名	内閣府
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	国家戦略特区における所得控除制度の拡充及び延長		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 国家戦略特別区内の設立5年未満の法人の所得の20%を課税所得から控除できる措置</p> <p>・ 対象事業：国家戦略特別区域法の規制の特例措置が重要な役割を果たす事業であって、対象分野の事業であって、新たな価値又は経済社会の変化をもたらす革新的な事業であるもの。</p> <p>・ 対象分野：医療、国際、農業、一定のIoT等</p> <p>・ 主な法人指定要件</p> <p>① 指定期限：平成30年3月31日</p> <p>② 設立時期：特区指定の日以後に設立され、設立の日以後の期間が5年未満</p> <p>③ 事業要件：専ら認定区域計画に定められた上記の対象事業を営むこと</p> <p>④ 区域要件：特区内に本店又は主たる事務所を有すること</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>国家戦略特区における指定法人の課税の特例措置について、租税特別措置法第61条及び第68条の63の2において、法人の指定期限が平成30年3月31日となっており、この指定期限を2年間延長し、平成32年3月31日までとする。</p> <p>また、国家戦略特別区域法施行規則第11条の2第1号にホとして、「我が国の経済社会の活力の向上及び先進分野の活性化に寄与することが見込まれる一定の金融事業等」を追加し、特定事業を拡充する。</p>		
関係条文	<p>・ 国家戦略特別区域法第27条の3</p> <p>・ 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第61条、第68条の63の2</p> <p>・ 租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第37条、第39条の90の2</p> <p>・ 租税特別措置法施行規則(昭和32年大蔵省令第15号)第21条の18、第22条の61</p> <p>・ 地方税法(昭和25年法律第226号)第23条第1項第4号、第72条の23第1項、第292条第1項第4号</p>		
減収見込額	初年度] ▲2 (▲0.02)	[平年度]	▲2 (▲0.09)
	[改正増減収額]		— (単位：百万円)
要望理由	<p>(1) 政策目的 大胆な規制・制度改革を通して経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>(2) 施策の必要性 少子高齢化による人口減少社会の突入を踏まえ、規制・制度改革をはじめとする成長に向けた課題解決にスピード感を持ち、政府一体となって民間活力の活用による日本経済全体の生産性向上に取り組んでいく必要がある。本税制措置については、今後活用見込みがあり、多くのニーズが見込まれている。そのため、国家戦略特区の目的に資する事業を民間主導で実効的・具体的に進めていくためのインセンティブを付与し、産業の国際競争力の強化に資する事業や国際的な経済活動拠点の形成に資する事業への投資を促す必要がある。また、約半分が現金・預金として滞留している日本の個人金融資産1,800兆円を活用することで、銀行の預貸率が年々低下している状況を打破し、今後成長が期待される先進分野の活性化を図る。国際競争力の強化を行うためにも、「貯蓄から投資」への流れを加速させることが期待できる一定の金融事業等を本税制措置の適用対象に加える。</p>		
本要望に対応する縮減案	—		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策 4 地方創生の推進 施策 ④ 国家戦略特区の推進
	政策の達成目標	国家戦略特別区域法の下、規制改革等の施策を総合的かつ集中的に推進し、産業の国際競争力の強化、国際的な経済活動の拠点形成を促進することにより、国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	2年間（平成30年4月1日～平成32年3月31日）
	同上の期間中の達成目標	<p>国家戦略特区の「第二ステージ」を加速的に推進するため、今年度末までの2年間を「集中改革強化期間」として、「幅広い分野における『外国人材』の受入れ促進」などの重点的に取り組むべき6つの分野・事項を中心に、残された「岩盤規制」の改革を行うことなどを「新たな目標」として設定したところである。</p> <p>現在の10の指定区域においては、国家戦略特別区域法に基づく規制改革事項を余すことなく活用し、具体的事業を目に見える形で迅速に実現するよう、関係地方自治体等に強力な働きかけを行う。その際、昨年度末までの取組に対する評価を受け、更なる改革につなげることとし、同法及び「国家戦略特別区域基本方針」（平成26年2月25日閣議決定）にのっとり、国家戦略特別区域諮問会議等において、改革の成果を厳格に評価した上で、PDCAサイクルによる進捗管理を行っていく。（未来投資戦略2017）</p> <p>上記の方針・取組を踏まえ、国家戦略特区においては、「世界で一番ビジネスのしやすい環境」を創出し、民間投資が喚起されることで、日本経済を停滞から再生へとつなげていく。</p>
有効性	政策目標の達成状況	<p>「国家戦略特区」については、平成25年12月に成立した国家戦略特別区域法に基づき、平成27年度末までの2年間を集中取組期間とし、いわゆる岩盤規制全般について突破口を開いてきた。これまでに国家戦略特区により実現した規制改革事項は、全国的措置等を含め70以上となり、永年にわたり実現できなかった規制改革を実現してきた。</p> <p>また、平成26年5月、平成27年8月、平成28年1月と3次にわたり指定してきた10の区域において、合計242もの事業が、それぞれ83回、30回開催した国家戦略特別区域会議及び国家戦略特別区域諮問会議を通じ内閣総理大臣により認定され、現在、目に見える形で迅速に進展している。さらに、本年3月には、『日本再興戦略』2016に盛り込んだ規制改革事項に加え、区域会議及び全国から募集した提案をもとに、「幅広い分野における『外国人材』の受入れ促進」などの分野・事項を中心に新たな規制改革事項等を定めた国家戦略特別区域法改正案を、国会に提出し、同年6月に成立したところ。</p>
	要望の措置の適用見込み	<p>（適用見込事業者数）</p> <p>平成30年度 認定計画に定められた事業数：4法人 平成31年度 認定計画に定められた事業数：4法人</p>
相当性	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	国家戦略特区の活用により、「世界で一番ビジネスのしやすい環境」を整備し、民間投資が喚起されることで、日本経済を停滞から再生へとつなげていく。
	当該要望項目以外の税制上の支援措置	<p>① 特別償却又は法人税額の特別控除制度 認定区域計画に定められた特定事業の実施主体が、特区において機械等を取得した場合、特別償却又は税額控除。</p> <p>② 研究開発税制の特例 上記①の特別償却の適用を受ける特定中核事業の用に供された開発研究用資産について、特別償却（50%）に加え、その減価償却費の20%を税額控除。</p>
ページ		4 — 2

	<p>③ 固定資産税の課税標準の特例 認定区域計画に定められた特定中核事業（医療分野における一定の研究開発に関する事業）の実施主体が、特区内において取得した当該研究開発の用に供する一定の設備に係る固定資産税について、課税標準を3年間2分の1とする。</p> <p>④ エンジェル税制の適用 認定区域計画に定められた特定事業を実施する一定の株式会社に対して個人が出資した場合に、当該個人の投資した年分の総所得金額等から一定額を控除。</p> <p>⑤ 土地長期譲渡所得の軽減税率の特例 認定区域計画に定められた特定事業に係る一定の公益的施設の整備事業の用に供するため、土地等を譲渡した場合、長期譲渡所得の課税の特例を適用。</p> <p>⑥ 国家戦略民間都市再生事業に対する課税の特例措置 認定区域計画に定められた国家戦略民間都市再生事業の実施主体に対し、都市再生緊急整備地域等において行われる都市再生事業の課税の特例を適用。</p>
<p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p>	<p>「国家戦略特区支援利子補給金」を要求。 （平成29年度予算額 176百万円） （平成30年度要求額 181百万円）</p>
<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>	<p>内閣総理大臣による認定を受けた区域計画に定められた特定事業に対し、上記の金融支援及び要望税制措置等により、事業実施主体のニーズに合わせ、支援。</p>
<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>国家戦略特区で推進するプロジェクトに関する事業を法人が実施する場合に当該事業に係る課税所得そのものを対象に一定割合を控除しようとする特例的措置を講じることは、特区内における規制改革の結果切り拓かれる新分野にチャレンジする新たな事業の安定的な発展を通じて、我が国の産業競争力の強化と国際的な経済活動の拠点の形成という政策目的を達成するための手段として有効である。</p> <p>なお、措置の対象は国家戦略特別区域計画に定められた一定の法人に限定されており、必要最小限の措置である。</p>
<p>ページ</p>	<p>4 — 3</p>

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>平成 28 年度 認定計画に定められた事業数：0 事業 適用法人数：0 法人 減収額（実績）：0 百万円</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>① 租税特別措置法の条項：第 61 条及び第 68 条の 63 の 2 ② 適用件数：0 件 適用額：0 千円</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>租税特別措置により民間投資、経済活動を活性化することで、産業の国際競争力の強化に資する事業や国際的な経済活動の拠点の形成に資する事業が進み、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に相当程度寄与することが可能。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>国家戦略特区の活用により、民間からの具体的な事業や施策提案ニーズに迅速に対応し、民間活力の活用を一層推進することで日本経済全体の生産性向上を実現し、「揺るぎない経済の好循環」を確立させる。</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>現在、本税制措置に係る具体的な案件の適用に向けて各種調整を進めているところであり、今後平成 29 年度中に 1 法人の適用案件、延長期間内では 8 法人の活用が見込まれている。政策目標の達成のためには、本税制措置を延長し、起業や新規事業の創出等のスタートアップに対する支援により特区内実効税率の引き下げを図り、更なる投資を促す必要がある。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成 28 年度：創設</p>